



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 成長企業応援資金



○ どんな資金？

デジタル技術の導入や省エネルギー対策など、特定事業者及び中小企業者のDXの実現やカーボンニュートラルの実現に向けた取組を応援する資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる特定事業者、中小企業者及び組合

- 1 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき
- 2 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき
- 3 DXの実現に向け、IoT・キャッシュレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組むとき
- 4 カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入（次世代自動車の購入・社屋の緑地化等）、環境・新エネルギー分野における製品開発等を行うとき

○ パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※適用を受けるには「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」が必要です。

○ 融資条件

	融資対象者1の場合	融資対象者2の場合	融資対象者3、4の場合
融資限度額	運転資金・設備資金 1億 5,000 万円		
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.7% / 1年超3年以内 年1.9% / 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% / 7年超10年以内 年2.3% / 10年超 変動金利		
信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small>	年0.79%	年0.64%	年0%~年1.26% <small>※対象者3のうち、先端設備等導入関連保証の場合は年0.64%</small>
	パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は、融資対象者1~4のいずれの方も、さらに 0.1%引き下げ		
融資期間	運転資金 7年以内(据置24月以内)	設備資金 15年以内(据置36月以内)	
償還方法	毎月均等分割		
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)		
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村住民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類		
	主務大臣又は地方支分部局長の計画認定書の写し	承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書の写し	成長企業応援資金融資対象該当届出書 ただし、認定先端設備導入計画に係る認定書を提出する場合は不要

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

○ 融資の流れ ~ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ~

